

## 戸田市インターンシップに関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、インターンシップにおける実習の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

### 第1 実習条件

実習条件については、甲の受入れ条件のとおりとする。

### 第2 事故災害時の対応について

乙は、実習を行う学生を学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）又は同内容の保険に加入させて、実習生が実習中及びその往復途中に生じた事故により、身体に障害を被った場合に対応する。また、学研災付帯賠償責任保険（以下「付帯賠償」）又は同内容の保険に加入させて、実習中及びその往復途中に他人に怪我をさせ、若しくは他人の財物を損壊したことにより甲が被る法律上の損害を補償する。

### 第3 誓約について

実習生は、実習に先立ち適切なインターンシップを実施するために必要な事項を遵守することについて、電子申請システムにより誓約する。

### 第4 実習生の個人情報の扱いについて

甲は、乙又は学生から提出された学生の個人情報について、その取扱いに十分留意するとともに、乙及び学生の同意なく実習にかかわらない目的での使用や第三者への提供を行ってはならない。

### 第5 実習の中止について

誓約事項に違反する行為等が生じた場合には、甲は実習を中止することができる。

### 第6 その他の対応について

本協定に定めのない事項については、乙が甲と協議の上決定する。

### 第7 協定書の効力について

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市長 菅原 文仁



乙 住所

教育機関名 代表者職・氏名

